

平成31年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 平成31年2月13日(水)

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第2号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案
議案第3号 弘前市立学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第4号 弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案
議案第5号 弘前市鳴海要記念陶房館条例の一部を改正する条例案
議案第6号 弘前市教育センター条例等の一部を改正する条例案
議案第7号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委員の委嘱について
議案第8号 平成30年度歳入歳出補正予算について
議案第9号 県費負担教職員の異動内申について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、3番 村谷 要 委員、4番 澤田 美彦 委員、
5番 前田 幸子 委員

◇欠席委員

2番 高木 恵美子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長補佐 福士 智広、
学校づくり推進課長 三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、
学校指導課長 木村 文宣、教育センター所長 三上 文章、
生涯学習課長 戸沢 春次、文化財課長 成田 正彦
学務健康課管理主事 木村 傑、生涯学習課長補佐 熊谷 克仁

◇出席事務局職員

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○教育長（吉田 健） 平成31年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番村谷要委員と4番澤田美彦委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が8件となっております。

議案第8号は、平成30年度予算案の策定過程における案件であること、議案第9号は、県費負担教職員の人事に関する事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第8号及び第9号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いします。

・議案第2号から第5号について

○教育長（吉田 健） それでは審議に入りますが、議案第2号から第5号までの4件は、いずれも消費税率及び地方消費税率の改定に係る案件であり、関連があることから、一括して審査に供したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第2号から第5号まで事務局から一括して説明をお願いします。

○教育政策課長補佐（福士智広） 議案第2号から5号についての4件の提案理由は、平成31年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が10パーセントに引き上げられることに伴い、使用料の額を改定するなど、所要の改正するため、各条例の一部を改正する条例案を市長に送付するものであります。

今回、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部が平成31年10月1日に施行されることに伴い、消費税率及び地方消費税率が、計10%に引き上げられることに伴い、課税対象となっている使用料を改定しようとするものであります。

市の方針としては、一律に転嫁することを基本としており、これは税負担の公平性の観点から使用料等に増税分を転嫁し、特定の行政サービスの受益者である利用者の方々に応分の負担をお願いしようとするものです。

基本的な算定方法としましては、税抜き価格単価、すなわち基準となる単価が明らかかな場合は、この基準単価に100分の110を乗じ、10円未満の端数を切り捨て処理し、改定後の額としております。

基準単価が不明な場合は、現行の単価に108分の100を乗じ、円未満を切り上げた額を基準単価とし、これに100分の110を乗じ、10円未満の端数を切り捨て処理し、改定後の額としております。

それでは各条例の使用料の改定額について、ご説明いたします。別紙、新旧対照表をご覧ください。

(弘前市立学校使用料徴収条例 新旧対照表により説明)

(弘前市立博物館条例 新旧対照表により説明)

(弘前市鳴海要記念陶房館条例 新旧対照表により説明)

(弘前市文化財施設条例 新旧対照表により説明)

○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○5番(前田幸子委員) 学校使用料の金額についてですが、10円と20円の差はどこからでてくるのでしょうか。先ほどの説明のとおり計算するとこの金額になるということなのでしょうか。

○学校づくり推進課長(三上善仁) 消費税前の額に10%をかけて端数を切り捨てるので、場合によって10円と20円の違いが出るものです。

○教育長(吉田 健) 他にご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) それでは、議案第2号から第5号までを可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号から第5号までは可決されました。

・議案第6号

○教育長(吉田 健) それでは、議案第6号 弘前市教育センター条例等の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長(戸沢春次) 議案第6号 弘前市教育センター条例等の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。提案理由は、一部の教育関係施設について使用料の区分を変更すると共に、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い使用料を改定するなど所要の改正をするため、その条例案を市長に送付するものです。

本議案については、生涯学習課が所管する施設に関する5つの条例の改正となっております。主な改正は、現在午前、午後、夜間、全日という施設の使用区分及び使用料を、一時間単位の使用時間及び使用料に改めること。また学習センターにおいては、視聴覚教材整備及び貸出業務の廃止に伴う文言の整理、使用料の免除の要件を見直し整理し、対象を拡大するものです。

改定後の使用料の算出方法については、議案第2号から第5号と同様となります。
区分貸しから一時間あたりに変更するものは、最初に1日全部の金額をその1日の時間当たりで計算し直して、先の方法により算定するものです。

(弘前市教育センター条例等の一部を改正する条例案 新旧対照表により説明)

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。
- 5番（前田幸子委員） 学習センターの工芸室に焼き窯があったかと思いますが、現在は使用していないのでしょうか。
- 生涯学習課長（戸沢春次） 工芸室の焼き窯については、古くなっておりますが、使用しております。
- 生涯学習課長補佐（熊谷克仁） 建物の使用料の中には含まれず、窯の使用料については、規則で定めておりますので、今回の条例改正には入っておりません。
- 生涯学習課長（戸沢春次） 次の規則の改正の際に窯の使用料について改正するものです。
- 5番（前田幸子委員） 今までは、9時から12時などと表記していましたが、これからは1時間単位ということで、お昼を挟んだ場合でも、時間で計算するということですね。
- 生涯学習課長（戸沢春次） これまでは、昼を挟んで2時間使いたい場合でも、午前午後両方を借りなければいけませんでした。これからは時間ですべて計算することとなります。
- 教育長（吉田 健） 他にご質疑等ございますか。
(「なし」の声あり)
- 教育長（吉田 健） それでは、議案第6号を可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は可決されました。

・議案第7号

- 教育長（吉田 健） それでは続きまして、議案第7号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（成田正彦） 議案第7号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委員の委嘱についてご説明します。提案理由は、史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会委員として委嘱をしていました、地元町会を代表する者の交代に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により補欠の委員を委嘱しようとするものです。

委嘱する者の氏名等は、新たに堀越町会長となった棟方功さんとなります。前任の町会長の竹谷さんが、1月20日の堀越町会総会で交代となり、2月1日付けで辞職願が市に提出されたことを受け、新町会長を補欠委員とするものです。

任期は平成32年12月20日までの前任者の残任期間となります。

(参考資料により説明)

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。
- 5番（前田幸子委員） 町会長の任期は決まっているのでしょうか。
- 文化財課長（成田正彦） 確認をしてはおりませんが、他の町会ですと、2年位の任期で町会長を再任または交代をしているようです。
- 教育長（吉田 健） 他にご質疑等ございますか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） それでは、議案第7号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は可決されました。

・議案第8号

- 教育長（吉田 健） それでは、議案第8号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。
- 教育長（吉田 健） それでは、議案第8号 平成30年度歳入歳出補正予算について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議－原案どおり承認）
- 教育長（吉田 健） 次に、議案第9号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は関係者以外非公開といたしますので、関係課以外は退席をお願いいたします。
- 教育長（吉田 健） それでは、議案第9号 県費教職員の異動内申について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議－原案どおり承認）

- 教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成31年第2回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時23分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 村 谷 要

署名者 澤 田 美 彦